

交通遺児へ入学・卒業祝金を支給します

次の要件に該当する方は、期限までに申請してください。

●支給要件

父又は母が交通事故により死亡している、市内に住所を有する児童で、次のいずれかの要件に該当する場合

- ・ 2023年（令和5年）4月に小学校に入学予定であること
- ・ 2023年（令和5年）4月に中学校に入学予定であること
- ・ 2023年（令和5年）3月に中学校を卒業予定であること

※ただし、上記の要件に該当する場合でも、次のときは該当となりません。

- ・ 父又は母が交通遺児を伴って再婚しているとき
- ・ 養子縁組により両親がいるとき

●支給額

- ・ 小学校入学祝金 20,000円
- ・ 中学校入学祝金 30,000円
- ・ 中学校卒業祝金 50,000円

●申請期間

2022年（令和4年）12月1日（木）～2023年（令和5年）1月31日（火）

●必要な書類等

- ・ 印鑑
- ・ 交通事故による児童の父又は母の死亡が確認できるもの（事故証明や死亡診断書）※
- ・ 振込先金融機関の保護者名義の通帳

※過去にこの祝金を受給された方は省略できます。

●申請窓口

ネウボラ推進課，松永保健福祉課，北部保健福祉課，東部保健福祉課，神辺保健福祉課，
新市支所保健福祉担当，沼隈支所保健福祉担当

●問合せ先

福山市役所ネウボラ推進課 （084）928-1053